

## 令和2年度第2回松江市教育委員会会議事録

日時：令和2年6月3日（水）10：00～

場所：教育委員会室

出席委員：清水教育長、多々納委員、伊藤委員、藤原委員、

欠席委員：金津委員

事務局出席者：早弓副教育長、大谷副教育長、次長（教育総務課長）、次長（生涯学習課長）

教育総務課長補佐、女子高等学校長、女子高等学校事務長、

子育て支援課長

1 開会宣言（清水教育長）

2 会議録署名者の指名（多々納委員、伊藤委員）

3 議事【議案7件】

4 その他報告【4件】

○清水教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

【議第3号 松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定依頼について】

○子育て支援課長

改正要旨は議案の1ページから、新旧対照表は3ページからとなる。

それでは、議案の1ページをお開きいただきたい。これまで本市独自の子育て支援策の1つとして、小学校6年以下の第3子以降の子ども保育料及び副食費について軽減を行ってきた。しかし、この制度については、いろいろなところから「分かりにくい制度ではないか」というような御指摘をいただいていたため、本年9月からは、この年齢上限を撤廃し、全ての第3子を対象とすることとし、準備を進めているところである。

これに伴い、今回、副食費に関する条項を定める本条例の一部改正を行うものであり、改正要旨は副食費の負担軽減を行う第3子の要件を緩和するため、所要の改正を行うものである。

改正内容については、副食費の負担軽減を行う第3子の要件を、「小学6年生以下の子どもが3人以上いる世帯の3人目以降」としていたものを、特定被監護者等であれば、子どもの年齢に関わらず、3人目以降の子どもを第3子として扱うように緩和をするものである。

なお、特定被監護者等という言葉については、子ども・子育て支援法施行令第14条に規定される用語であり、成人した方も含む同居の子ども、大学等で別居している子ども、再婚相手の子どもであっても生計を一にする者のことである。

施行期日については、令和2年9月1日としている。

なお、今回の改正に伴う対象者については、230名程度と見込んでいるところである。

また、2ページ目の改正要旨の(2)については、小規模保育施設を対象とした事項であり、幼稚園に関連するものではない。

説明は以上である。審議のほど、よろしく願います。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

………質問・意見なし………

それでは、議第3号については承認された。

**【議第4号 松江市立幼稚園・幼保園預かり保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定依頼について】**

○子育て支援課長

議案の7ページ、新旧対照表は9ページからとなる。

今回の改正要旨としては、今回のコロナウイルス感性症の拡大等、有事の際に迅速な対応が取れるように、また、保育料の無償化等に臨機応変に対応するため、所要の改正を行うものである。

改正内容については、従来から預かり保育料については月額制でやっていたが、今

回から日額制とすることとし、それぞれの幼稚園の預かり保育料を日額 400 円、幼保園の預かり保育料を日額 440 円と定めるものである。

算出については、現行の幼稚園預かり保育料の月額 8,000 円を基準日数で、また、幼保園の預かり保育料の月額 1 万 1,000 円を基準日数で割り戻して算出したものである。

施行期日については、令和 2 年 9 月 1 日としている。

この改正に伴う影響については、40 名程度を見込んでいるところである。

説明は以上である。審議のほど、よろしく願います。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

○多々納委員

改正要旨のところに記されている有事というのは、今回のコロナウイルスの関係と  
いうことの説明があったのだが、そのほかにはどのようなことが有事ということになるのか。

○子育て支援課長

基本的には今回のようなもの、それから災害等で急に松江市の都合で閉めるような  
形になったとき等を想定している。

以上である。

○多々納委員

承知した。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、議第 4 号については承認された。

【議第 5 号 松江市立幼稚園・幼保園通園バスの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について】

○子育て支援課長

改正要旨は議案 13 ページ、新旧対照表は 14 ページとなる。

改正要旨としては、現在の条例自体に減免をする規定が定められていない。このため、改正内容として通園バスの利用料を減免することを明確にするため、減免の条項を追加するものである。

施行期日については公布の日を予定している。

説明は以上である。よろしく願います。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、私から 1 点。特別な理由というのは、何か想定をされているのか。

○子育て支援課長

基本的には、やはり同じように災害等で登園自粛等々が起こったときの事を考えている。

以上である。

○清水教育長

それでは、議第 5 号はよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 5 号については承認された。

【議第 6 号 出雲かんべの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について】

○次長（生涯学習課長）

議案は 15 ページを御覧いただきたい。

出雲かんべの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定を松江市長

に依頼するものである。

改正要旨であるが、出雲かんべの里にある工芸館の改修に伴い、所要の改正を行うものである。

改正の具体的な内容であるが、まずは、指定管理者が利用許可する工芸館の施設等を変更し、利用料金の設定をするもので、具体的には既存の研修室を改修し、廃止した上で新たにキッチンカウンターなどを付けた多目的に利用できる交流ホールを設置する。

また、担い手育成支援のための工房を新たに設け、それら貸出のための利用料金を設定するものである。

工房料金については、今回の改修には該当していないが、今まで無料で入居いただいていた体験工房についても該当をさせ、次年度より入居する作家から利用料を徴収することとしている。

新旧対照表の 18 ページを御覧いただきたい。下の別表第 1 を御覧いただきたい。交流ホールについては、松江市の公共施設使用料金設定の基本方針に基づき、施設の維持管理に要するコスト等を基に、1 時間当たりの金額を算出している。

また、工房については、工芸作家の方々に基本的には複数年で占用いただくことを想定しているため、行政財産の使用料条例に関する事務取扱基準に基づき、今回の施設整備費を含め、土地建物の評価額等を基に、平米当たりの 1 ヶ月の額として算出している。

また、条例全般について、併せて文言整理を行う。

施行期日は令和 3 年 4 月 1 日を予定している。

説明は以上である。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、議第 6 号については承認された。

**【議第 7 号 出雲かんべの里設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について】**

○次長（生涯学習課長）

出雲かんべの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案が松江市議会で可決・成立した際には、条例の項ずれが生じる。教育委員会規則において、項ずれに伴う文言整理を行うものである。

具体的には 22 ページの新旧対照表の第 3 号が第 5 号に変わるという整理である。

施行期日は令和 3 年 4 月 1 日である。

説明は以上である。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、議第 7 号については承認された。

#### 【議第 8 号 松江市社会教育委員の委嘱について】

○次長（生涯学習課長）

社会教育委員の推薦をいただいている各団体において、新年度に入り、役員の改選等が行われている。これに伴い、委員の辞職並びに新たな委員の推薦申出があった。これにより、各団体から推薦のあった 5 名の方々についての委嘱をさせていただきたいと考えている。

委嘱する委員は 23 ページ記載の通り、公民館運営協議会連合会から御推薦を頂いた花谷耕三氏以下 4 名の方である。

任期については、6 月 4 日から前任者の残任期間となる令和 3 年 3 月 31 日までである。

なお、24 ページに全体委員の新旧対照表を付けているため、御確認いただければと思う。

説明は以上である。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、議第 8 号については承認された。

【その他報告（４） 松江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

○次長（生涯学習課長）

39 ページを御覧いただきたい。松江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について報告する。

補助執行している放課後児童健全育成事業（児童クラブ）に関し、6 月議会に国の定める基準の一部改正に伴う条例改正を上程するため、報告する。

改正内容であるが、クラブに配置が必須となっている放課後児童支援員、この支援員になるために修了が義務付けられている研修について、これまで都道府県、政令指定都市が実施することができることとなっていたが、本年 4 月より中核市においても実施できるように厚生労働省令が改正された。

このことにより、ほかの中核市で研修を修了した人を本市の放課後児童支援員として雇用することも考えられるため、可能となるように基準省令と同様の改正を行うものである。

施行の期日は公布の日とさせていただいている。

説明は以上である。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

………質問・意見なし………

それでは、その他報告（４）については以上とする。

【議第 9 号 令和 3 年度使用松江市立女子高等学校用教科用図書の採択の基本方針について】

○女子高等学校事務長

資料については 25 ページ、26 ページである。令和 3 年度に使用する松江市立女子高等学校用の教科用図書の採択の基本方針を定めるものである。

内容については 26 ページを御覧いただきたいと思う。基本方針については昨年度と変更はないが、(1) 公正かつ適正な採決を行うことと、(2) 採択は校長の意見を聴取した上で松江市教育委員会が行うことという 2 点である。公正かつ適正な採択に注

意を払って作業を進め、来月の教育委員会会議には採択案をお諮りしたいと思っている。

2番の採択基準については、令和3年度使用の高等学校用教科書目録に登載されている教科用図書から行うこととしている。ただし高等学校の場合、全ての教科・科目に教科用図書が作成されているわけではないため、教科用図書が発行されていない教科については、教科の主たる教材として、教育目標の達成上、適切な図書を採用することとしている。

3番の採択の観点であるが、女子高等学校の特色、教育目標、生徒の実態及び教育課程に適合したものであるかを考慮した上で、厳正に行うとしている。

それから、4番の採択に関わる留意事項であるが、以下の(1)、(2)の点に留意しながら、採択の準備を進めてまいりたいと思っている。

説明は以上である。審議のほど、よろしく願います。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

特に前年度と変わっていないということである。それでは、女子高については公正な採択に努めていただきたいと思う。

それでは、議第9号については承認された。

【その他報告(1) 専決処分の報告について(令和元年度松江市一般会計補正予算(第7号)(教育予算))】

【その他報告(2) 専決処分の報告について(令和2年度松江市一般会計補正予算(第1号)(教育予算))】

【その他報告(3) 専決処分の報告について(令和2年度松江市一般会計補正予算(第2号)(教育予算))】

○次長(教育総務課長)

それでは、その他報告の(1)から(3)、専決処分の報告について一括して説明を申し上げる。

議案は27ページからであるが、29ページのその他報告(1)別紙を御覧いただき

たい。

まず、歳出について説明を申し上げる。

No.1をはじめ、職員人件費は時間外勤務手当等の確定による増減である。

No.2の退職手当であるが、幼稚園教諭の早期退職者の発生等々により、増額するものである。

続いて30ページを御覧いただきたい。

No.1の学校施設環境改善交付金（南学校給食センター）であるが、国の交付金が追加で交付決定されたことに伴い、増額するものである。

関連して、No.4であるが、交付金の増額に伴い、市債を減額するものである。

No.2と3については、ふるさと指定寄附金を受け入れるため、増額するものである。

続いて、その他報告（2）について説明を申し上げる。33ページを御覧いただきたい。

これらの専決処分については、新型コロナウイルス感染症対策のため、緊急で予算措置が必要になったため、5月8日に専決処分を行ったものである。No.1は、その新型コロナウイルス関連で放課後児童健全育成事業、これは小学校の臨時休校に伴い、午前中から開所した場合に発生する追加経費及び臨時閉所した場合に利用料を日割りで徴収した場合の減収部分を補助するものであり、民間児童クラブを対象としたものである。

No.2、5、8、9の衛生用品等購入経費であるが、これはいずれも感染症対策のため、マスクや消毒液などの衛生用品を購入する経費であり、児童クラブ、女子高、幼稚園、小・中・義務教育学校へ配置するものである。

No.3のICT活用教育推進事業費であるが、小・中・義務教育学校の児童生徒へ1人1台のタブレット端末を配備する計画を前倒しし、本年度中に整備を行う経費である。これにより、新学習指導要領に対応するICT環境を整え、ICT活用教育を推進するものである。

No.4の学校施設整備維持補修費とNo.7の衛生環境改善事業費であるが、いずれも感染症予防対策のためトイレの改修を行うもので、第二中学校、女子高で実施するものである。

No.6の学校教育環境整備であるが、これは女子高のICT環境を整備し、オンライン授業にも対応できるよう、電子黒板やタブレット端末を整備するものである。

続いて 34 ページを御覧いただきたい。

No.1、No.8 の子ども・子育て支援交付金についてであるが、歳出で説明した児童クラブの経費に充当するものであり、国及び県の交付金である。

No.2 から No.7 の国補助金及び交付金であるが、これも歳出で説明した衛生用品の購入やトイレの改修に充当するものである。

No.9、No.10 の市債であるが、歳出で説明をしたトイレの改修に充当するものである。

続いて、その他報告（3）について説明を申し上げる。

この専決処分についても、新型コロナウイルス感染症対策のため、緊急で予算措置が必要となったため、5月21日に専決処分を行ったものである。議案は37ページを御覧いただきたい。

歳出であるが、No.1 の健康診断費は、小・中・義務教育学校の健康診断の分割実施や備品・衛生用品の購入を行う経費である。

説明は以上である。よろしくお願いを申し上げる。

#### ○清水教育長

以上の3点について、何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（1）、（2）、（3）については以上とする。

#### 5 令和2年7月教育委員会会議等の予定

##### 【令和2年度第3回教育委員会会議】

日時：令和2年7月20日（月） 14：00～

場所：教育委員会室

#### 6 その他

##### ○清水教育長

事務局から何かあるか。

……………特になし……………

7 閉会宣言（清水教育長）